

◆ 被災地介護人材参入・定着促進支援事業に関する Q & A

no.	区 分	質 問	回 答
Q1	対象者	どのような方が制度の対象になりますか。	令和8年6月18日以降に、能登地域（奥能登4市町、七尾市、志賀町）にある高齢者施設等へ新たに介護職として就職し、①②のいずれかおよび③に該当する者 ①県外から能登地域へ転入し、就職する者（資格・経験不問） ※上記日以後の県外からの転入が分かる住民票の写しを添付 ②県内にお住まいの就職者・転職者（介護職の実務経験が1年未満の者） ※様式第1号により確認 ③雇用保険被保険者（週20時間以上勤務）で、無期または1年以上の雇用見込みがある者 ※上記日以後に「介護職として雇用契約を結んだことが確認できる書類」の写しを添付
Q2	対象者	県外からの転入の場合、住民票を石川県に移動する必要はありますか。	令和8年6月18日以降に住民票を石川県に移動している必要があります。住民票を移さずに県外から通勤する場合は対象外です。
Q3	対象者	介護補助業務のみの勤務の方は対象になりますか。	対象外です。本事業の対象は介護職としての業務であり、介護補助業務のみの勤務は含まれません。
Q4	対象者	外国籍の方は本事業の対象となりますか。	就労可能な在留資格を持つ外国籍であれば対象となります。（技能実習生は対象外） ただし、在留資格「特定技能・介護」については、残り1年以上の在留期間を有し、かつ県外から転入する場合のみ対象とし、新たに来日して就業した方は対象外となります。
Q5	対象者	新卒採用は対象となりますか。	新規学卒者は高校・大学等卒業後、3年が経過しないと対象となりません。 これは、卒業直後の方は支援金の交付がなくても当該職種への就業を選択する可能性が比較的高く、支援金の政策効果が十分に見込まれないためです。
Q6	対象者	派遣社員の場合も対象になりますか。	Q1を満たす場合であれば、原則、人材派遣会社からの派遣の場合も補助対象としますが、派遣会社との雇用契約書や経歴書などによる確認が必要となります。
Q7	対象者	介護職員初任者研修は修了しているが、介護職の経験のない方は対象となりますか。	対象になります。もちろん実務者研修修了かつ未経験者の方も対象となります。県内にお住まいの方が新たに能登6市町の施設に就業する場合は、介護職の経験が1年未満（雇用期間が通算365日未満）の方に限ります。
Q8	対象者	対象施設はどこですか。	本事業は介護保険事業所が対象となっています。詳細はチラシをご確認ください。
Q9	経験	数日でも介護職として経験があると「経験者」となりますか。	本事業において「経験者」とは、介護職員としての実務経験が1年以上（雇用期間が通算365日以上）の方としています。
Q10	初任者研修 ・実務者研修	採用後に介護職員初任者研修または実務者研修を受講する必要がありますか。	必要となります。勤務から1年経過後の10万円を追加申請いただく際に、研修等の修了証もしくは受講していることがわかる書類をあわせて提出いただきます。 ※下記の方は、初任者研修修了者とみなされます。 ・既に介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程を修了した方 ・平成25年4月1日時点で、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程を受講中の方で、平成25年4月1日以降に当該研修課程を修了した方 ・保健師、看護師または准看護師の資格をお持ちの方 ・実務者研修を修了した方 ・居宅介護従事者養成研修1級または2級課程を修了した方、居宅介護職員初任者研修課程を修了した方
Q11	条件	令和8年6月18日以後に同一法人と雇用契約を結び直す場合は対象となりますか。	対象外となります。制度の趣旨に反しますので、支給後そうした事実が判明した際は返還していただくことになります。
Q12	求職者登録	福祉人材センター（福サポいしかわ）への届出登録は必須ですか。	はい。介護未経験かつ無資格の方は、勤務1年後の追加の申請の時点での登録が必須となります。既に資格を持っている方は申請時に登録をしてください。 （ただし、Q10の「保健師、看護師、准看護師の資格をお持ちの方」は対象資格や研修に該当しないため、届出登録できません） 登録情報をもとに、石川県社会福祉協議会からご連絡等させていただく場合がございます。ご了承ください。